

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
〔 公 印 省 略 〕

長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県では平成 28 年度の入札参加資格審査(土木、建築、電気、管、ほ装、とび・土工、網構造物、塗装、電気通信及び造園)における企業評価の参考とするため、該当する県内建設業者(長崎県内に本店を置く建設業者)からの届出を別添「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件により受付が行われることとなり、本会へ長崎県土木部監理課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせいたします。

また、届出書の様式は、長崎県土木部監理課 建設業指導班ホームページ (<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/nyusatusanka/syukanten/syukanten.htm>) よりダウンロードできる事になっております事を申し添えます。

記

1.届出対象事項

- 1.継続学習制度(CPDS)単位取得 (土木一式のみ対象)
- 2.継続学習制度(CPD)単位取得 (建築一式のみ対象)
- 3.障害者雇用
- 4.新規学卒者雇用
- 5.次世代育成雇用環境の整備
- 6.法定外労働災害補償制度
- 7.第三者賠償責任保険

注)女性の活躍推進は届出窓口が県民生活部男女共同参画室となります。
詳細につきましては、別添「女性の活躍推進に係る届出について」をご参照願います。

2.評価の要件・添付書類

別添「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件」を参照願います。

3.提出期間

平成 27 年 10 月 5 日(月)～平成 27 年 11 月 18 日(水)

平成 27 年 11 月 18 日(水)消印有効

必ず 11 月 18 日までに提出願います。

4.提出先

〒 850-8570

長崎市江戸町 2-13 長崎県土木部監理課 建設業指導班

TEL 095-894-3015

5.提出方法

持参又は郵送 郵送の場合は、**封筒に主観点届出と朱書き**願います。

- ☆ **届出対象事項：1.継続学習制度(CPDS)単位取得**については、
- ① (一社)全国土木施工管理技士会連合会(以下、全国技士会という。)が実施する土木施工管理/継続学習制度(CPDS)の登録者
 - ② 審査対象特定日(平成27年10月31日)時点で会社に常勤で在籍する土木施工管理技士の資格を有する者
 - ③ 平成27年10月31日以前1年間に取得した学習単位(会社全体での合計：20ユニット以上)
- の3点を満たすものが評価される事になります。

取得学習単位数については、全国技士会が発行する学習履歴証明書の提出が必要となります。

学習履歴証明書の発行申請につきましては、インターネットによる申請のみとなっております。全国技士会ホームページにアクセスのうえ**平成27年11月1日～11月10日(17:30まで)**の間に申請手続きをして頂きますと、遅くとも11月13日までにメールにて送信されます。メールが届かない場合は、全国技士会へ問い合わせをして頂きますようお願いいたします。また、手数料のお支払いは一括送金システム(※1)のみとなっておりますのでご注意ください。

- (1) 一括送金システムにて入金後、インターネットにより証明書発行の手続きをお願いいたします。
- (2) 受付メールが申請者に送信されますので、メールに記載の手順で手続きを進めてください。
- (3) 手続きが完了すると学習履歴証明書が送信されます。

なお、学習履歴証明書の発行申請については、10月末までの学習履歴登録申請分が加算されているかをご確認のうえ、11月1日以降全国技士会へ申請手続きをして頂きますようお願いいたします。

※1：一括送金システム

一括送金システムとは、事前に任意の金額を送金し、その中から手続き料金を差し引くシステムであります。全国技士会 HP より一括送金システムのご登録後にご入金願います。なお、残高が少なくなれば、追加入金が出来ます。ただし解約時に残金が発生した場合でもご返金はしておりませんのでご注意願います。

※ 詳細は CPDS ガイドライン P17 をご参照願います。

☆ 証明書発行手数料

長崎県土木施工管理技士会正会員のみ：1枚20名まで500円、21～40名：1,000円、20名増える毎に500円が追加となります。

同技士会非会員が含まれる場合：1枚につき1,500円/20名まで

注) 証明書発行の詳細は、ガイドライン P15 をご参照願います。

© 2015 年度版ガイドライン HP

http://www.ejcm.or.jp/new_cpds/pdf/07cpdsguide070221.pdf

☆ **届出対象事項：2.継続学習制度(CPD)単位取得**については、

- ① (公社)日本建築士連合会又は建築 CPD 運営会議が実施する建築技術継続能力開発(CPD)制度登録者
 - ② 審査対象特定日(平成 27 年 10 月 31 日)時点で会社に常勤で在籍する建築士又は建築施工管理技士の資格を有する者
 - ③ 平成 27 年 10 月 31 日以前 1 年間に取得した学習単位(会社全体での合計：20 単位以上)
- の 3 点を満たすものが評価される事になります。

取得学習単位数については、(一社)長崎県建築士会又は建築 CPD 運営会議(注)が発行する、CPD 取得単位証明書(会社)の提出が必要となります。

(一社)長崎県建築士会が発行する CPD 取得単位証明等の手続き・手数料等につきましては、別添 1：建築士会 CPD 単位取得証明等についてを参照願います。証明書発行申請の様式等は、(一社)長崎県建築士会のホームページ(下記アドレスを参照願います。)よりダウンロード(EXCEL ファイル)出来ますことを申し添えます。

<http://www.nagasaki-shikai.jp/cpd/>

なお、CPD 取得単位証明書の手続きについて、(一社)長崎県建築士会へ確認したところ**会社単位での申請の場合は、申請書受理後、1 週間以内程度で発行されるとの事でした。**

(注)CPD 運営会議・・・ 建築士・建築施工管理技士の資格をお持ちの方で同建築士会に加入されていない方は、同運営会議発行の証明書が必要となります。詳細は、下記サイトを参照願います。

CPD 運営会議：(公財)建築技術教育普及センターが運営
http://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/index.html